

ナショナル・スタンダードとしての法教育カリキュラムの構成 “ I'm the People ” の分析を通じて

筑波大学大学院 磯山 恭子

1. はじめに

本研究の目的は、1990年代、アメリカの「法教育」(Law-Related Education)においてアメリカ合衆国共通の基準として位置づけられた「法的リテラシー」(legal literacy)の内実とその育成の方法論について明らかにすることである⁽¹⁾。その方法として、「法教育指針」⁽²⁾(“Essentials of Law-Related Education”)およびそれにもとづく法教育プログラム“ I'm the People It's about Citizenship and You ”⁽³⁾(以下、“ I'm the People ”とする。)の構成を検討する。

法教育とは、市民的資質の育成のための一つのアプローチであり、学校において広義の法を教育することを通じて法的リテラシーの育成を目標とする。アメリカ合衆国議会(the U. S. Congress)において、1978年に“ Law-Related Education Act of 1978 ”⁽⁴⁾が承認されて以来、法教育は、アメリカ合衆国全体の取り組みとして重要であるとの認識がなされてきた。本研究で実際に検討する「法教育指針」およびそれにもとづく法教育プログラム“ I'm the People ”は、アメリカにおける「ナショナル・スタンダード」の開発の動向を踏まえて、1990年代に法教育の展開に主要な役割を担ってきたアメリカ法律家協会(American Bar Association)によって提案されたものである。これまでの法教育の展開において、これらは、はじめて法的リテラシーの育成のために必要な条件を精細に提示するとともに、その理念にもとづき小中高一貫した法教育カリキュラムを具体的に提示した点で注目に値すると考える。

2. ナショナル・スタンダードとしての「法教育指針」作成の経緯

クリントン大統領によって1994年に制定された「2000年の目標：アメリカ教育法」⁽⁵⁾をうけて、各教科で全米共通の教育内容の基準である「ナショナル・スタンダード」が作成されたことは周知の事実である。社会科では、歴史的領域、地理的領域、公民的領域のそれぞれに応じて、「ナショナル・スタンダード」が開発された。そのことを背景として作成された「法教育指針」に関する議論については、「法教育指針」の「序文」⁽⁶⁾とアメリカ法律家協会によって刊行されている資料“ Perspectives on LRE in the Year 2000 ”⁽⁷⁾が参考となると考える。

まず、「法教育指針」の序文には、インディアナ州において1992年にアメリカ法律家協会の主催で開催された「法教育指導者会議」の議論を踏まえ次のように述べられている。

「会議の議論では、我々の関係者の中には、初等・中等学校教育のための『スタンダード運動』の提案に関心を示す人もいた。法教育の目標、内容、成果について明確に表明することが必要であると発言する人もいた。法教育が学校のカリキュラムに残るとしたら、法教育を行う者は教育で起こっているこの革命的な『運動』の議論に積極的に関与しなくてはならないだろうという発言には強い同意がなされた。このため、特別委員会では、我々の分野として構想し、それを維持するために探究し、二十一世紀における初等・中等教育を統合する際、法教育にとって『必要な要素』が何であるのかということに関する文書を提示する目的で、全米法教育指針案を調整することを引き受けた。結果として提案した文書は、長い間法教育を行う者の知恵と経験に導かれるものであり、全米から集まった法教育の指導者の情報を反映したものである。」

さらに、そこでは、「法教育指針」の提案による成果を以下の三点であるとしている。

21世紀において、初等・中等学校の生徒に法教育が必要であることを主張するために、法教育という領域に重要な位置を確立し、効果的に準備するのに役立つ。
法教育にとって必要なカリキュラムの要素が、「公民・政治」「歴史」「社会科」の「ナショナル・スタンダード」や「ナショナル・アセスメント」などとともに、国家、州、地区の間で教育的に優先されることを保障する。
「ナショナル・スタンダード」運動にたいして、領域として積極的に参加することで、国家的な支援を法教育に与える。

また、“Perspectives on LRE in the Year 2000”によれば、1992年、「公立学校における『法教育』が果たすべき役割と使命」と「今世紀の終わりまでに『法教育』に影響を与える要因」にかんする議論がなされ、「『法教育』の使命にかんする文書案」として、以下の八点が提案されたとされる⁽⁸⁾。

われわれアメリカ合衆国の民主主義に参加する市民の能力と意欲を高めること。
知識にもとづき、活動的で、責任ある市民を育成するのに必要な技能、知識、態度を培い、形成すること。
動態としての法原理、法制度、法手続を批判的に検討することによって、民主的な正義の形態の実現に参加するように人々を教育すること。
変化のある社会において、正義を推進し民主主義を維持するのに必要な責任を、人々に備えること。
法の役割と、公的な意思決定に参加することにかんして、全ての個人を教育することによって、より公正で配慮のある社会を推進すること。
「法教育」の使命は、民主的な価値と立憲的な原理を理解し、それに参与し、それをふまえた行動を行う市民を動かすことである。
民主的でグローバルな社会において、活動的で模範的な市民となるのに必要な技能と知識を全ての生徒に提供すること。
民主主義の原理にかんする理解をたかめ、参与するのに有効な市民的資質を育成すること。

これらの資料の論点は、次の二つに整理することができると思われる。すなわち第一に「法教育指針」は、法教育にとって関連が深い『公民・政治ナショナル・スタンダード』にたいして、特に「法教育」としての位置を明確にするという目的のもとで、いわば「法教育」にとっての「ナショナル・スタンダード」として位置づけられたと考えられる。第二に、民主的で、公正なアメリカ社会を実現するにあたって、市民的資質の一つである法的リテラシーの育成は意味をもつものであり、そのために法教育において「活動」や「実践」を促す知識や技能を提供することが重要であるとの再確認がなされたと判断できる。

3. 「法教育指針」における法教育の理念とその内容

「法教育指針」は、これらの提案に示された法的リテラシーの育成の意義と方法論を具体化したものであり、「法教育」における教育目標、教育内容、および教育方法といった「法教育」の理念について詳述された前半部分と、それにもとづきカリキュラムを構成する際に留意されるべき要素を、教材、教育方法と教育環境、技能、態度・信条・価値にわたって、具体的に提示された後半部分からなっている。ここでは、法的リテラシーの育成と直接関連のある法教育の理念および法教育において認識されるべき基礎的教養としてとらえられる法教育の内容について検討する。

「法教育指針」の前半部分に提示される法教育の理念によれば、法教育とは、市民的資質の育成の一環として、「現実にいる人々に現実に影響を与える論争問題」を中心に、「法のもとでの権利と責任を追究し、紛争に立ち向かいそれを処理し、公共政策を議論し分析することのできる生徒の育成をめざし、活動的な経験を提供する」⁽⁹⁾ のものであるとされている。

この理念を具体的に実現するために、「法教育指針」の後半部分に提示された法教育において教育されるべき内容とは、具体的には表1に示した通りである。そこには、総論的な意味合いの強い「法」と法的な概念である「権力」(power)、「正義」(justice)、「自由」(liberty)、「平等」(equality)を視点として、それぞれについて教育されるべき内容の基準が精細に提示されている。「民主主義」「法形成過程」「慣例法」といった多岐にわたった広義の法として「法」をとらえることが重要であることが確認することができる。

さらに、「法教育指針」の前半部分において、これらの教育内容を「法のもとでの権利と責任を追究し、紛争に立ち向かいそれを処理し、公共政策を議論し分析することのできる」能力にみられるような、言い換えれば、法的リテラシーの育成のためにカリキュラムを構成する際の方法論について述べている。

第一に、法教育カリキュラムを構成する際に、必要である法的な概念として、「権力」「正義」「自由」「平等」をあげ、それらの価値をめぐる対立や論争を組織していくこととしている⁽¹⁰⁾。第二に、社会において基本となっている価値と法的な概念の認識から、具体的な論争問題にたいするそれらの適用へという段階を考慮すべきであるとしている⁽¹¹⁾。

(表1) 法教育指針における教育内容

法	<p>どのように、法の役割が、民主的な社会や他の社会において、基本的なものであるかということ</p> <p>どのように、法が、作成され、施行され、解釈されるかということ。</p> <p>どのように、様々な法制度や法文化が、同じであったり、異なったりするかということ。</p> <p>どのように、法や法令が、歴史的に発展してきたかということ。</p> <p>組織 (structure) と機能 (function) は、対立するものであることと、他の法制度。</p> <p>憲法、刑法、民法、行政法、国際法などの、法の類型。</p> <p>現実の社会状況と仮想の社会状況のもとで、権力 (power)、正義 (justice)、自由 (liberty)、平等 (equality) など、どのように、法が、中心となる概念や価値に関連しているかということ。</p>
権力	<p>どのように、権力が、組織されるのかということと、どのように、権力が機能するのかということ。</p> <p>どのように、政府が、設立されるのかということ。(目的、権限、制限)</p> <p>どのように、合衆国と他の立憲制度が、社会において、権力を正当化しているかということ。</p> <p>同じ点と違う点が、様々な政府のタイプのあいだにあるということ。(歴史的、現在的、理想)</p> <p>中心となる概念と特質は、合衆国の立憲政治であるということ。</p> <p>どのように、法が、犯罪や他の違犯にたいして、制裁をおこない、罰を与えるかということ。</p> <p>合衆国の政治制度にたいしてアメリカ先住民の社会の関係があるということ。(歴史、主権、条約、現在の状況、実践)</p>
正義	<p>様々な社会における正義の理想と実践。</p> <p>アメリカの政府と社会における、裁判と他の機関の役割/裁判制度の専門家。</p> <p>社会において、論争や紛争を処理するための当事者対抗主義と他の機構の役割。</p> <p>アメリカと他の社会において、正義を実現する方法は、個人や集団にとって目標となる理想であるということ。(歴史的にも現在でも)</p> <p>合衆国の裁判制度のある特質や価値の定義。</p>
自由	<p>人権の概念 個人的な権利、政治的な権利、社会的な権利、経済的な権利。</p> <p>“秩序ある自由”の原則。</p> <p>基本的な憲法上の権利。</p> <p>市民的権利</p> <p>アメリカと他の社会において、自由を保護する方法は、個人や集団にとって目標となる理想であるということ。</p>
平等	<p>どのように、なぜ、様々な人間社会が、多様な理想を抱き、社会的平等や不平等にたいし実践を行っているのかということ。</p> <p>どのように、アメリカと他の社会における社会の理想と状況として、法が、平等を促進し、制限し、定義するのかということ。</p> <p>どのように、合衆国憲法の制度(修正第14条)のもとで、法による平等の保護が行われているのかということと、どのように、この権利が、アメリカの歴史をつうじて保障されたり、保障されなかったりしてきたのかということ。</p> <p>どのように、アメリカ社会や他の社会において、様々な社会的集団にたいして、参政権(選挙権)が拡大されてきたかということ。</p> <p>どのように、アメリカの社会や他の社会において、公共政策が、包括的であることを促進したり、抑制したりしているかということ。(アファーマティブ・アクション)</p> <p>どのように、アメリカと他の社会において、社会的な平等が、個人や集団にとって目標となる理想であるかということ。(歴史的でも現在でも)</p>
最も重要な文書	<p>合衆国憲法と権利の賞典</p> <p>合衆国独立宣言</p> <p>『フェデラリスト』</p> <p>著名な合衆国最高裁判所判決</p>

4. 「法教育指針」にもとづく法教育プログラム “I'm the People” の構成

したがって、以上の二つの観点を中心に、法教育プログラム “I'm the People” の分析を試みた

い。第一に、法的な概念である「権力」「正義」「自由」「平等」とその価値をめぐる対立や論争がどのように構成されるかという点である。第二に、社会において基本となっている価値と法的な概念の認識から、具体的な論争問題にたいするそれらの適用へという段階がどのように構成されるかという点である。

本プログラムは、「きまりや法律を作ろう」(Making Rules and Laws)、「紛争を処理しよう」(Resolving Conflict)、「コミュニティに奉仕しよう」(Serving the Community)、「公共政策に影響を与えよう」(Influencing Public Policy)という四つのテーマによって構成される。これらのテーマは、前述した「法教育指針」における「法教育」の目標観をうけて設定されたものと考えられる。また、それぞれのテーマについてレベルA(K~第3学年)、レベルB(第4~6学年)、レベルC(第7~9学年)、レベルD(第10~12学年)という四つの段階が設定されている。これら四つのテーマに関するそれぞれのレベルにおける目標と学習活動は、表2から表5の通りである。

まず、「きまりや法律を作ろう」「紛争を処理しよう」「コミュニティに奉仕しよう」「公共政策を与えよう」という四つのテーマの相互の関係について考察する。

これら四つのテーマは、合衆国憲法と権利の章典をつらぬく法的な価値に関連して、憲法という限られた制定法の問題ではなく、「法」とは何かという課題にもとづき学習活動全体が組織されているのは、大きな特徴である。合衆国憲法と権利の章典をつらぬく法的な価値とは、前述した「権力」「正義」「自由」「平等」のことである。「きまりや法律を作ろう」では、本法教育プログラム全体をつらぬく課題である「法」という概念の基本的な把握と、「権力」と「自由」という対立する法的な概念を、「紛争を処理しよう」「コミュニティに奉仕しよう」では、前者は法の機能的な側面を、後者は法と法的な概念や価値の関連性をふまえるとともに、法的な判断を下す際の基準となるであろう「正義」という法的な概念を、さらに、「公共政策を与えよう」では、再び「権力」と「自由」という対立する法的な概念を扱う中で、「法をつくる」という側面を学習活動として組織し、法教育プログラムが構成されている。

具体的な学習活動については、「きまりや法律を作ろう」では、法がつくるものであるという事実を認識すること、「紛争を処理しよう」では、価値にかんする対立の存在と理性的な議論にもとづく処理の意義を認識すること、「コミュニティに奉仕しよう」では、価値にかんする対立により具体的に問題があり、それを自ら解決する意義を認識すること、さらに、「公共政策を与えよう」では、効果的に公的な論争に影響を及ぼすために政策として意見を提示することを認識することといった構成がなされている。さらに、そこでは、法を作成する意義を再評価することが想定されていると考えられる。これらの一連の流れは、法システム観を反映しており、「事実を把握する段階」「問題の争点を明確化する段階」「論争、紛争を認識する段階」「基準を選択し、理性にもとづき判断する段階」、そして「理想と現実、原理と実践、公正と私利を衡平に照らした結果を評価する段階」が見受けられる。

(表2) きまりや法律を作ろう

	目標	生徒の学習活動
レベルA	<p>どのように、法やきまりが要求にもとづき、社会にとって基本となるものかということ学習する。</p> <p>ルールや法を作成し、分析する。</p> <p>どのように、私たちの政府が基本法と統治への同意にもとづいているかということ議論する。</p> <p>私たちの基本法にもとづく権利のいくつかを知り、どのように権利が責任と関連しているのかを議論する。</p> <p>基本法に関する意思決定に参加する。</p>	<p>これらのレッスンで、生徒は、きまりや法という概念と、きまりや法を体系化した基本法の作成について追究する。</p> <p>まず、生徒は、きまりの必要性和権威の源泉をあらわす活動に参加する。次に、きまりと政府を求めている裏庭の動物たちに関するシミュレーションに参加する。生徒は、どんな種類の法が必要なのか、誰がきまりをつくるのかということ意思決定し、その動物たちに基本法を開発しながら、よいルールを作成することについて学習する。</p>
レベルB	<p>様々な政府の形態を知る。</p> <p>様々な統制の手段を述べる。</p> <p>政府の機関を区別する。</p> <p>基本法は、政府にとって基本となる一連の法であることを理解する。</p> <p>市民としての行動をおこなうクラブのために、政府の一形態を設立する。</p>	<p>これらのレッスンで、生徒は、様々な政府の形態と、政府の主導者の権力について追究する。生徒は、権力の源泉とどのように権力が様々な手段に用いられるかを決定する。</p> <p>生徒は、政府と法の基本的な構造として基本法について考察する。この情報にもとづいて、生徒は、市民としての行動を行う組織のための自分自身の政府を作り、基本法を作成する。</p>
レベルC	<p>きまりと法という用語の定義をする。</p> <p>よいきまりと法のいくつかの特徴を知る。</p> <p>学校のきまりとコミュニティの法のもとの権利と責任を比較する。</p> <p>生徒として生徒の役割と、市民としての生徒の役割との違うところ、同じところを知る</p>	<p>これらのレッスンで、憲法にもとづく権利と責任に関連して、きまりと法という概念を追究する。生徒は、きまりと法を定義し、きまりと法の性格を知り、学校のきまりとコミュニティにおける法とを比較することで始める。</p>
レベルD	<p>アメリカ合衆国憲法と権利の章典のもとの権利と責任について議論する。</p> <p>アメリカ合衆国と自分たちの州における選挙に関する法律と手続きについて議論する。</p> <p>選挙について様々な方法を考察する。</p> <p>一人一票制と累積投票制を比較する。</p> <p>アメリカ合衆国における選挙に関する法律は変わるべきかどうか議論する。</p>	<p>これらのレッスンで、憲法にもとづく権利と責任に関連して、選挙に関する法について追究する。生徒は、仮の論争について投票する三つの方法を用い、生徒は、どのように選挙に関する法における変化が、選挙の結果に影響を与え、他の法と公務員の選択に影響するかということ考察する。この考えにもとづき、アメリカ合衆国における選挙に関する法に関して推薦する。議論の場では、生徒は、アメリカ合衆国憲法の実証を例として法の作成過程について考える。</p>

(表3) 紛争を処理しよう

	目標	生徒の学習活動
レベルA	<p>紛争を認識し理解する。 紛争と法を破ることとを区別する。 生活における紛争を知る。 紛争を処理するのに交渉を観察し実際に行う。 調停を観察し実際に行う。</p>	<p>このレッスンでは、子どもたちに紛争を理解させ、紛争を処理する方法を紹介する。生徒は、紛争を解決するための様々な選択肢について議論し、模擬調停を観察したり参加したりする。</p>
レベルB	<p>紛争と法を破ることとを区別する。 生活における様々な紛争を知る。 紛争を処理するのに交渉を実際に行う。 調停を観察し実際に行う。</p>	<p>このレッスンでは、生徒に紛争を理解させ、紛争を処理する方法を紹介する。生徒は、紛争を解決するための様々な選択肢について議論し、模擬調停を観察したり参加したりする。</p>
レベルC	<p>紛争を知り、定義する。 紛争を処理するのに交渉と調停を用いる。 参加者の疑問を聞き尋ねることで、コミュニケーション技能を発達させる。 共同学習技能を発達させる。 自分自身の問題を解決することに正しい認識をもつ。</p>	<p>このレッスンの目標は、生徒が、紛争を構成するものを知り、様々な紛争処理理論について実践的な知識を身につけることである。レッスンでは、紛争を処理しなくてはならない状況の設定にたいして、ロールプレイを行う。授業は、紛争を処理するためにグループで行い、紛争処理に用いられる技能を評価する。</p>
レベルD	<p>参加者の疑問を聞き尋ねることで、コミュニケーション技能を発達させる。 共同学習技能を発達させる。 紛争処理の様々な方法を学習する。 裁判外紛争処理(ADR)がもっとも有効であることを評価することで、批判的思考を身につける。 自分自身の問題を解決することに正しい認識をもつ。</p>	<p>これらのレッスンの目標は、生徒が、様々な紛争処理理論について実践的な知識を身につけ、紛争に関する知識を応用することである。レッスンは、様々な理論をロールプレイする必要がある仮想の紛争が含まれている。クラスは六つにわけ、(三つの紛争処理技能それぞれにたいして二つのグループが試みる。)それぞれのグループは、そのグループに割り当てられた技能にもとづき、紛争の処理を行わなくてはならない。それぞれのグループが紛争を処理した後、クラスはそれぞれの技能を評価する。</p>

(表4) コミュニティに奉仕しよう

	目標	生徒の学習活動
レベルA	<p>生徒と市民は、自分や家族にたいして責任を負っているのと同様に、学校とコミュニティにたいして責任を負っていることを理解する。学校に影響を及ぼす問題を知る。学校における奉仕活動を開発する。</p>	<p>これらのレッスンで、どのように、グループの人々(動物たち)が、コミュニティの問題を解決するのに一緒にいるのかを追究する。生徒たちは、責任とは何かということをもっとよく理解するために、一連の絵を見ることで、様々な個人としての責任と市民としての責任を知るだろう。生徒は、アメリカ合衆国の市民は、他の人々を助けるという責任があることを理解するだろう。</p> <p>生徒は、学校に影響を及ぼす問題について考え、調査する時間を過ごす。先生は、問題を探するために休み時間やランチの時間に学校を歩かせて、この手順を支援する。生徒は、食べ物を残したり、散らかしたり、けんかしたり、割り込んだり、他の生徒に意地悪をしたりする人々がいることに気づくだろう。このレッスンでは、学校で見た問題について考えさせ、問題を解決するための考えを創造させる。先生は、守衛さんや校長先生や他の先生や、他のクラスの人たちのような学校にいる人々に、学校で起きている問題について、インタビューさせることで、その調査を支援する。</p> <p>レッスンは、生徒に、彼らが知った問題を主張する活動を選んで、活動させる。先生は、その活動をしている間と、その活動が終了したあとで、生徒にその活動を振り返らせる。さらに、先生は、その成果を認めるようにする。</p>
レベルB	<p>奉仕活動から、個人とコミュニティにとっての利益を知る。生徒と市民は、自分や家族にたいして責任を負っているのと同様に、学校とコミュニティにたいして責任を負っていることを理解する。学校に影響を及ぼす問題を知る。消費者とは何かを理解する。消費者問題に関して、学校とコミュニティにおける奉仕活動を開発する。</p>	<p>レッスンは、コミュニティの問題を解決するのに一緒にやっていく人々の話で始まる。二つの本を推薦する。次に、先生は、消費者法の領域について紹介し、生徒に消費者を定義させ、消費者が購入することで起こる問題について語る。生徒は、家に帰って、購入とそれとともなう問題に関する大人の経験を大人にインタビューする。法律家は、消費者法と保証に関する説明にこれらの例を当てはめる。生徒は、消費者問題とその解決のよりよい理解をロールプレイを行うことで身につける。生徒は消費者法の領域における奉仕活動を計画する。先生は、振り返ることと褒めることを行う。</p>
レベルC	<p>個人的な責任と市民としての責任を区別する。公的なサービスへの市民としての責任を果たすための知識と技能を身につける。予想される活動の現場を知るのに、コミュニティの地図を使う。奉仕活動から、個人とコミュニティにとっての利益を知る。</p>	<p>レッスンは、責任の紹介で始まる。生徒は、責任に関する様々な行動をそれぞれ個人としての責任と市民として分類する。さらに、生徒は、サービスを提供するために市民としての責任に焦点をあて、野外活動や、コミュニティの一員へのインタビューや、自分自身のコミュニティに関する知識によって、自分のコミュニティや学校の必要とされる評価をおこなう。生徒は、奉仕活動を行う現場を調査するのに、ポスター・マップや自分のコミュニティの実際の詳細な地図を用いる。生徒は、計画表を作成し、奉仕活動の特定の問題や特定のタイプへの関心で、グループを作る。それぞれの計画を企画実行するためのリーダーを支援するクラスの運営者を、それぞれのクラスチームごとに選ぶ。生徒は、活動を実行するための準備を行う。生徒は、振り返る機会を与えられ、その結果が認められる。</p>
レベルD	<p>怠学、暴力、貧困、文盲、家庭内暴力、差別、公害、幼児虐待のような、学校やコミュニティに影響を及ぼす問題を知る。奉仕活動から、個人とコミュニティにとっての利益を知る。予想される活動の現場を知るのに、コミュニティの地図を使う。社会的な問題を解決するのに価値ある貢献者としての資質を身につける。社会に関心を持ち、貢献する生涯にわたる態度を身につけた市民としての資質を身につける。クラス運営者を用いて、意義ある奉仕活動を組織する。奉仕の経験を振り返る。</p>	<p>このレッスンで、生徒にコミュニティ・サービスという概念を教える。まず、個人的なコミュニティ・サービスに関して議論を行う。生徒がコミュニティ・サービスに積極的に関わり、振り返っているビデオを見せる。</p> <p>議論の後で、生徒は、自分のコミュニティや近所での必要性を知り、野外調査や地図作成によって、他の人々の生活を異なるもののできるボランティア活動の特定の場所をリストにする。生徒は、奉仕活動を選択し、活動を計画するのを助けてくれる様々な外部の人々と、コミュニティにとっての必要性を議論する。生徒は、活動するのに問題リストにランクをつけ、計画を行うのに小さなチームを作成する。生徒は、クラス運営者の作った仕事表を検討し、それぞれのチームからクラス運営者を支えるように生徒を選出する。チームにおける生徒は、奉仕活動を実行する計画表を完成し、行動を始める。先生と法律家は、その間、振り返る機会をあたえ、その活動を支援する。生徒は、自分の貢献を知る。</p>

(表5) 公共政策に影響を与えよう

	目標	生徒の学習活動
レベルA	<p>政策を定義し知る。 どのように政策が法ときまりに関連しているか学習する。 政策を作成するときに考慮される重要な考え方を知る。 政府が公共政策を作成するのに関係していることを認識する。 公共政策を作成するのに市民は役割があることを認識する</p>	<p>このレッスンで、政策という考え方を定義し分類するために、生徒にクラスの政策を分析させる。学校は、なぜ政策が必要であり、誰が政策を作成するのかということの理解に焦点を当てて、用いる。それから、学校政策は、政府の政策と、比較され、生徒は、政策を作ることと公共政策を作ることとを学習する。さらに、生徒は、どのように政策が論争に取り組みするために用いられるのかを発見するために、政策作成者、公務員、市民のロールプレイを行う。</p>
レベルB	<p>政策を定義する。 政策を必要とする論争を知る 論争に取り組む政策を創造する。 なぜ、どのように政策が変化するのか説明する。 公共政策と他の政策を区別する。 政策作成者を知る。</p>	<p>この課では、生徒は、政策を定義し、政策が変化することを理解し、どんなことが、誰が政策の作成と変化に影響を与えるのかということ認識する。生徒は、公共政策と学校政策と商業政策を区別する。さらに、生徒は、コミュニティ政策が要求される状況を評価し、適切な政策を描く。</p>
レベルC	<p>公共政策を定義する。 どのように公共政策が、政治的な指導者、特別な利益共同体、州や地方裁判所、個人としての市民によって作られるかを述べる。 どのように市民は、公共政策の作成に影響を与えることができるのか説明する。 提案された政策にたいして調査し世論調査を行う。</p>	<p>このレッスンは、どのように市民や他の人々が公共政策の決定に影響を与えることができるのかということ強調することで、民主的な社会における公共政策を作成することを追究する。学校に制服を着ていっている小学校や中学校の子どもに頼むことで、政策案を分析し開発する。生徒は、問題の原因と影響と、その案から予想される結果を考察する。どのように提案された要求に関してコミュニティにおける人々が感じているのかを決定するのに公的な意見調査を行う。最後に、生徒は、その論争について自分の政策案を創造する。</p>
レベルD	<p>公共政策を定義し、どのように公共政策が民主的な社会において形成されるかということ述べる。 どのように政治的なリーダーや特別な利益共同体や報道や裁判所や個人としての市民によって、公的な議題が作成されるのかを議論する。 公共政策の作成にどのように市民が検討し、影響を与えるのかということ説明する。 地方政府でおこった公共政策に関する論争にたいする立場を決め、定義する。</p>	<p>このレッスンでは、民主的な社会における公共政策の本質、政策決定過程、市民が公共政策の決定に影響を与えることができる方法を追究する。生徒は、どのように、若者が自分のコミュニティにおける政策決定に影響を与えられるか学習する。生徒は、コミュニティにおける若年齢層の犯罪の増加に対応して、夜間外出禁止を押し付けられるという政策案を分析し開発する。生徒は、その問題の深刻さと、法律と、その案を採用に影響を与えるかもしれない裁判の判決と、他のコミュニティにおける類似の政策による効果に関する情報を集める。また、提案された夜間外出禁止令に関してどのようにコミュニティの人々は感じるのかという決定に公的な意見調査を行う。最後に、生徒は、コミュニティにおける夜間外出禁止令に関する自分自身の政策案を創造し、可能であれば、その計画を自分のコミュニティの政策決定者と共有する。議論において、生徒は、人格教育に関する学区で提案された政策について評価する。</p>

つぎに、各学年の四つの段階の相互の関係について考察を行う。

「きまりや法律を作ろう」では、学年段階ごとに、私的なコミュニティにおけるきまりとは何か、公的なコミュニティにおける法とは何か、きまりと法の比較と区別、実際の具体的な法律を作ることの吟味、「紛争を処理しよう」では、紛争の認識、紛争と法を破ることの区別、理性的な紛争処理の意義、ADRの評価、「コミュニティに奉仕しよう」では、学校の問題の解決、消費問題という自分とコミュニティに関わりのある問題の解決、個人的な問題と市民としての問題の区別と、市民としての問題に責任を果たすことの評価、社会的な問題を市民として果たすことの意義、さらに、「公共政策を与えよう」では、学校における政策とは何か、政策の変化する要因、具体的な学校問題について政策を作成する、社会的な問題について政策を作成するといった段階が想定されている。このことにより、それぞれの段階には、「私的なコミュニティにおける問題状況」、「公的なコミュニティにおける問題状況」、「公的であることと私的であることの区別と、公的な問題状況に関わることの意義づけ」、「具体的な公的、社会的な問題状況」という共通の原理が見いだせる。

5. 結語

本研究を通して指摘できる点は、以下の二点である。

第一に、「法教育指針」における法的実践能力育成の方法論を検討した結果、法教育カリキュラムを構成する際の基準となる原理が明らかになった。すなわち、法的な概念として「権力」「正義」「自由」「平等」を取り上げ、その価値をめぐる対立や論争を組織していくこと、そして、「ケース・メソッド」によるアプローチにみられる段階を考慮することである。

第二に、法教育プログラム“*I'm the People*”の分析により、上記の原理がどのように具体化されるかが明らかになった。すなわち、動態としての「法」といった「法をつくる」側面に着目しながら、「権力」と「自由」といった対立する価値をめぐる、その判断の基準となる「正義」の概念にかんする学習活動を行うように構造化されているということと、「法がつくるものであるという事実」「価値にかんする対立の存在と理性的な議論にもとづく処理の意義」「価値にかんする対立により具体的に問題があり、それを自ら解決する意義」「効果的に公的な論争に影響を及ぼすために政策として意見の提示と法を作成する意義の再評価」といった「ケース・メソッド」によるアプローチに類似する段階がみうけられるということである。なお、法教育プログラムの分析の結果、それぞれの段階には、「私的なコミュニティにおける問題状況」「公的なコミュニティにおける問題状況」「公的であることと私的であることの区別と、公的な問題状況に関わることの意義づけ」「具体的な公的、社会的な問題状況」という共通の原理が見いだされた。

〔注〕

(1) アメリカの法教育研究としては、江口勇治「社会科における『法教育』の重要性 アメリカ社

会科における『法教育』の検討を通して 日本社会科教育学会『社会科教育研究』No. 68, 1993年, 江口勇治「社会科50年とこれからの教育改革 『法教育』の意義とそのカリキュラムについて」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No. 79, 1998年, 橋本康弘「市民的資質を育成するための法カリキュラム 『自由社会における法』プロジェクトの場合」全国社会科教育学会『社会科研究』No. 48, 1998年などがあげられる。

(2) American Bar Association Division for Public Education. (1995). Essentials of Law-Related Education, A Guide for Practitioners & Policymakers.

(3) American Bar Association Division for Public Education. (1995). Making Rules & Laws., Resolving Conflicts., Serving the Community., Influencing Public Policy.

(4) Public Law 95-561. (1978). Law-Related Education Act of 1978.

(5) Public Law 103-227. (1994). Goals 2000: Educated American Act. March.

(6) American Bar Association Division for Public Education., op. cit. (1995). p. 1.

(7) American Bar Association Special Committee on Youth Education for Citizenship. Perspectives on LRE in the Year 2000.

(8) Ibid. p. 32.

(9) American Bar Association Division for Public Education., op. cit. (1995). p. 2.

(10) Ibid.

(11) Ibid. p. 4.